



建設現場は、元請けのもと、一次、二次あるいは三次下請けのいわゆる「重層下請構造」の中、指揮命令系統の異なる事業者（関係請負人）に所属する労働者が混在して工事を進めます。しかし、「法」というでは、こうした実態を踏まえ、どのような規定でもつて現場の安全確保を図っているのか教えてください。

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な助

（法第29条）  
【2点目】特定元請業者の立場になり、特定元請業者として講すべき措置として

- ①協議組織の設置、運営
- ②作業間の連絡調整
- ③作業場所の巡視

（※2）の立場になり、特定元請業者として講すべき措置として

- ④関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導、援

（法第30条）  
【3点目】注文者（※3）の立場になり、注文者として講すべき措置として

- ①関係請負人及びその労働者が法に違反しないよう必要な指導を行うこと
- ②法に違反していると認めるときは是正のための必要な指示を行うこと

## ◆ 建設現場の安全管理 ◆

池 戸 宏 光

止めるため法で定めた必要な措置を講ずることが規定されています。（法第31条）次に、下請業者について、第一次下請業者に雇われている労働者は一次下請業者（事業者）、第二次下請業者（事業者）に

（法第15条第1項）  
※2 「特定元請業者」とは、特定事業（建設業及び造船業）を行う者（元請業者）（法第15条第1項）

（法第31条第1項）  
※3 「注文者」とは、特定事業の仕事を自ら行う

（池戸労務安全管理事務所長）

申し出なければならないことになります。

（同規則663条）自社で

措置ができない場合を含め

確実に元請けに連絡し、相

協力し必要な措置を講じて

から作業を実施することが

肝要となります。

以上、建設現場の実態を

踏まえ、元請業者には1、

2点目の現場全体を統括管

理する措置、3点目の関係

請負人の労働者の安全を確

保できるよう必要な措置が

規定されています。

※1 「元請業者」と

は、一の場所において行う

事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの

（法第15条第1項）

※2 「特定元請業者」とは、特定事業（建設

業及び造船業）を行う者（元請業者）（法第15条第1項）

（法第31条第1項）

※3 「注文者」とは、

特定事業の仕事を自ら行う

（池戸労務安全管理事務所長）

その旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに

法で定められた事業者としての安全確保の法的義務

その旨を注文者（元請）に

答 まず、元請業者については、次の3点が基本的な

助

（池戸労務安全管理事務所長）

の旨を注文者（元請）に

知ったときは、速やかに

置が講じられていないこと

を知ったときは、速やかに